

# 渡部かずふみ 議会だより

第 67 号 令和 5 年 12 月 18 日



発行 渡部かずふみ後援会  
沼津市宮本 1 4 0  
電話 055-924-7283

発行責任者 山田 三保  
編集責任者 石川 冬樹

## 経営悪化している上下水道事業の料金改訂を議決

第 3 回定例会 (11 月議会) 会期: 2023 年 11 月 24 日 (金) ~ 12 月 15 日 (金)



10/16 (月) の午後 3 時に仮橋が開通した黄瀬川大橋

第 3 回定例会 (11 月議会) は、会期が 11 月 24 日から 12 月 15 日までの 22 日間で開催され、当局提出議案他の 23 件を審議し、いずれも原案通り議決されました。また、本定例会において賛否両論、喧々譁々の議論を呼んだ議案は「上下水道事業の料金改訂」でしたが、経営悪化からの早期脱出の必要性を重く受止めた議員により可決されました。

さらに、渡部議員は「ICT ツール導入による危機情報の確実な把握と迅速対応」と「上水道事業への水道 DX 導入による業務効率化と市民サービス向上」の 2 点について当局の考えを質しました。

### 上下水道事業における「料金改訂」を賛成多数で可決!

#### 1. 上水道料金は「①令和 6 年 7 月」と「②令和 7 年 1 月」の 2 段階で引き上げへ

経営審議会における現行料金体系での経営見通しは、料金回収率がすでに 1 を下回り、令和 6 年度決算から赤字転落することが鮮明となった。これらの厳しい事業状況を受け、算定期間 5 年間の平均改定率を 35.9% とする答申書が提出された。一方で、15 年前の改訂では基本料金を据え置いたが、今回は基本料金及び超過料金ともにバランスの良い改訂とした。併せて、公共料金である上水道料金であることを鑑み、激変緩和措置として 2 段階の料金改訂とする。

月 20 m <sup>3</sup> (口径 25 ㍓ ↓)	① 令和 6 年 7 月 1 日から			② 令和 7 年 1 月 1 日から		
	基本料金	超過料金	合計	基本料金	超過料金	合計
現行	460 円	10 m <sup>3</sup> × 115 円	1,610 円	570 円	10 m <sup>3</sup> × 138 円	1,950 円
改訂後	570 円	10 m <sup>3</sup> × 138 円	1,950 円	680 円	10 m <sup>3</sup> × 160 円	2,280 円
差額	110 円	23 円	340 円	110 円	22 円	330 円
引上率	23.91%	20.00%	21.12%	19.30%	15.94%	16.92%

#### 2. 下水道使用料は「令和 6 年 7 月」に引き上げへ

下水道使用料は普及率(令和 4 年度末)が道半ば(62.4%)であり、普及段階における受益者負担を熟慮し、使用料の改定内容を検討した結果、令和 6 年 7 月から基本料金(10 m<sup>3</sup>)を 1,300 円(現行 1,250 円)へ、超過料金(~20 m<sup>3</sup>)を 179 円(現行 135 円)へ改訂する。平均では 20.5% の改訂となるが、標準モデルでは 3,090 円(現行 2,600 円)へ 490 円増(18.85%)となる。

#### 3. 内部留保資金「約 2.4 億円(令和 4 年度末残高)」は営業費用として活用不可

上水道事業における内部留保資金の用途は①施設整備の補填財源、②企業債の償還金、③突発的な修繕費や災害対策に当てており、営業費用として活用不可で、その財源は経営活動による純利益である。理想として h 給水収益の 1 年分を確保しておきたいが、料金改訂を実施しなければ、来年度以降は赤字経営が見込まれており、事業運営が危うくなる実態にある。

## 第 3 回 定例会（11 月議会）の主な議案 ⇒ 原案通り議決

### “上下水道事業の料金改訂”や“52 億 4 千万円弱の補正予算”等を議決

第 3 回定例会（11 月議会）では、専決処分を含む報告議案が 5 件、一般議案が 4 件、条例議案が 8 件、補正予算議案が 5 件、陳情（参考）が 1 件の合計 23 件の議案を審議し、原案通り議決されました。

#### 1. 専決処分の報告及びその承認（令和 5 年度沼津市一般会計補正予算（第 8 回））

今回の補正予算は 1,800,000 千円を追加するもので、その結果予算総額は 85,398,976 千円となる。内容としては、ふるさと応援基金積立金 1,200,000 千円及びふるさと納税推進事業費 600,000 千円である。財源としては、特定財源として寄付金を、一般財源として基金繰入金をもって充てる。

#### 2. 損害賠償の額を定めること

本市職員の運転する公用車が、沼津市平沼 838 番地の 3 地先において、損害賠償の相手方所有の車両に追突し、車両を損傷させた件に関し、損害賠償の額を 1,612,182 円と定める。

#### 3. 指定管理者の指定（キラメッセぬまづ）

キラメッセぬまづの指定管理者としてプラサヴェルデ運営共同事業体（株）コンベンションリンケージ+（株）サン+鹿島建物総合管理（株）を指定（令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）する。



指定管理者が変わるプラサ・ヴェルデ

#### 4. 沼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

一般職常勤職員の例に倣い、特別職の職員の期末手当を改める。

#### 5. 沼津市職員の給与に関する条例及び沼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

人事院勧告に倣い、一般職常勤職員等の給与を改定するほか、所要の改正を行う。

#### 6. 沼津市議会議員の期末手当に関する条例の一部改正

一般職常勤職員の例に倣い、市議会議員の期末手当を改める。

#### 7. 沼津市手数料条例の一部改正

マイクロチップを装着した犬について、狂犬病予防法の特例を適用し、登録手数料徴収の対象から除くほか、所要の改正を行う。

#### 8. 沼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例中の引用条項等を改める。

#### 9. 沼津市国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定を追加するほか、所要の改正を行う。

#### 10. 沼津市地域公共交通協議会条例の一部改正

道路運送法等の一部改正に伴い、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に係る運賃及び料金について、道路運送法に定める構成員（協議運営会議）で協議することを定める。



バスの運賃・料金の協議運賃会議を設置

#### 11. 沼津市地域下水処理施設条例等の一部改正

水道事業及び下水道事業の継続的、計画的な事業推進を図るため、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会の答申を踏まえ、水道料金及び下水道使用料の額を改定する。

#### 12. 令和 5 年度沼津市一般会計補正予算（第 9 回）

今回の補正予算は 3,439,501 千円を追加するもので、その結果予算総額は 88,838,477 千円となる。内容としては、財政調整基金積立金 1,649,761 千円、生活保護扶助費 541,417 千円、退職手当等の職員人件費等 475,658 千円が主なもの。財源としては、それぞれの特定財源のほか、一般財源として繰越金などをもって充てる。このほか、繰越明許費として橋梁等道路構造物維持事業 73,920 千円など 3 事業を追加するほか、債務負担行為としてキラメッセぬまづ指定管理料及び香陵公園周辺整備 PFI 事業費を追加する。

**13. 令和 5 年度沼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）**

今回の補正予算は 344,336 千円を追加するもので、その結果予算総額は 20,401,803 千円となる。  
内容としては、令和 4 年度事業の精算に係る基金積立金 278,351 千円が主なもので、財源としては、繰越金をもって充てる。

**14. 令和 5 年度沼津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）**

今回の補正予算は 13,519 千円を追加するもので、その結果予算総額は 18,734,865 千円となる。内容としては、保険料賦課徴収費 10,692 千円が主なもので、財源としては、一般会計繰入金などをもって充てる。

**15. 令和 5 年度沼津市病院事業会計補正予算（第 1 回）**

今回の補正予算は、収益的支出において、給与費 81,842 千円を追加する。このほか、債務負担行為として夜間病棟看護補助者派遣業務委託費及び医事総合業務委託費を追加する。

**16. 令和 5 年度沼津市下水道事業会計補正予算（第 1 回）**

今回の補正予算は、収益的支出において、処理場費 35,804 千円を減額する。このほか、継続費として旧ニュータウン原汚水処理場解体工事を廃止する。



国旗と市旗を新たに掲げた本会議場で 5 期目に入って 3 回目の質問に立った渡部議員

◆その他、専決処分の報告（公園事故損害賠償額の決定）が 4 件、沼津市選挙管理委員及び補充員の選挙（選挙管理委員：4 人、補充員：4 人）、「パンデミック条約の草案及び国際保健規則改正に係る情報開示等の働きかけを求める陳情」（検討＋参考）などの議案もありました。

◇◆◇◆◇ 議会だよりのバックナンバー（過去の発行状況）をお知らせします！ ◇◆◇◆◇

【創刊号】 2007 年 7 月 10 日、	【第 02 号】 2007 年 11 月 13 日、	【第 03 号】 2007 年 12 月 13 日、
【第 04 号】 2008 年 4 月 10 日、	【第 05 号】 2008 年 7 月 18 日、	【第 06 号】 2008 年 10 月 28 日、
【第 07 号】 2008 年 12 月 15 日、	【第 08 号】 2009 年 4 月 3 日、	【第 09 号】 2009 年 7 月 7 日、
【第 10 号】 2009 年 11 月 17 日、	【第 11 号】 2009 年 12 月 18 日、	【第 12 号】 2010 年 4 月 6 日、
【第 13 号】 2010 年 7 月 1 日、	【第 14 号】 2010 年 10 月 26 日、	【第 15 号】 2010 年 12 月 15 日、
【第 16 号】 2011 年 3 月 17 日、	【第 17 号】 2011 年 7 月 7 日、	【第 18 号】 2011 年 10 月 17 日、
【第 19 号】 2011 年 12 月 16 日、	【第 20 号】 2012 年 3 月 16 日、	【第 21 号】 2012 年 6 月 29 日、
【第 22 号】 2012 年 10 月 18 日、	【第 23 号】 2012 年 12 月 18 日、	【第 24 号】 2013 年 3 月 27 日、
【第 25 号】 2013 年 7 月 2 日、	【第 26 号】 2013 年 10 月 18 日、	【第 27 号】 2013 年 12 月 18 日、
【第 28 号】 2014 年 3 月 24 日、	【第 29 号】 2014 年 7 月 1 日、	【第 30 号】 2014 年 10 月 17 日、
【第 31 号】 2014 年 12 月 17 日、	【第 32 号】 2015 年 3 月 20 日、	【第 33 号】 2015 年 7 月 1 日、
【第 34 号】 2015 年 10 月 20 日、	【第 35 号】 2015 年 12 月 21 日、	【第 36 号】 2016 年 3 月 18 日、
【第 37 号】 2016 年 6 月 28 日、	【第 38 号】 2016 年 10 月 18 日、	【第 39 号】 2016 年 12 月 19 日、
【第 40 号】 2017 年 3 月 24 日、	【第 41 号】 2017 年 6 月 28 日、	【第 42 号】 2017 年 10 月 17 日、
【第 43 号】 2017 年 12 月 19 日、	【第 44 号】 2018 年 3 月 20 日、	【第 45 号】 2018 年 7 月 4 日、
【第 46 号】 2018 年 10 月 17 日、	【第 47 号】 2018 年 12 月 19 日、	【第 48 号】 2019 年 3 月 17 日、
【第 49 号】 2019 年 7 月 1 日、	【第 50 号】 2019 年 10 月 17 日、	【第 51 号】 2019 年 12 月 18 日、
【第 52 号】 2020 年 3 月 23 日、	【第 53 号】 2020 年 6 月 29 日、	【第 54 号】 2020 年 10 月 19 日、
【第 55 号】 2020 年 12 月 21 日、	【第 56 号】 2021 年 3 月 22 日、	【第 57 号】 2021 年 6 月 30 日、
【第 58 号】 2021 年 10 月 18 日、	【第 59 号】 2021 年 12 月 22 日、	【第 60 号】 2022 年 3 月 23 日、
【第 61 号】 2022 年 7 月 1 日、	【第 62 号】 2022 年 10 月 18 日、	【第 63 号】 2022 年 12 月 19 日、
【第 64 号】 2023 年 3 月 21 日、	【第 65 号】 2023 年 7 月 3 日、	【第 66 号】 2023 年 10 月 17 日

\* 過去の議会だよりが必要な方は、後援会事務局（TEL055-924-7283）までご連絡願います。

## 第3回（11月）定例会 渡部かずふみ「一般質問」

### 1. ICT ツール（Spectee PRO）導入による危機情報の確実な把握と迅速対応

#### （1）本市における危機情報把握の現状と課題

「質問」本市においては市民生活を脅かす「火災・風水害・地震」等の危機情報をどのように把握し、どのような対応状況にあるのか？

「答弁」現在、危機情報の把握にあたっては、災害の種別により、気象庁や静岡県、広域消防からメール等で発出される気象や火災情報のほか、被害状況は、消防や警察などの関係機関をはじめ、市民からの通報などであり、主な情報収集手段は電話によるものとなっている。本市においても、高齢者等の占める割合が多く、電話対応による集計処理は、引き続き必要となるが、同時に様々な情報伝達手段が進化する中、その処理の高度化を通して、より一層効率的、効果的な災害対応に努めていかなければならない。

#### （2）「Spectee PRO」の評価と課題

「質問」当局においては「Spectee PRO」という危機情報の見える化を実現できる ICT ツールをどのように評価し、その課題をどのように捉えているのか？

「答弁」「Spectee PRO」などの AI を活用した情報ツールは、SNS の情報のほか、気象データや河川カメラなどの映像をもとに、災害や事故などの情報を、瞬時に収集、解析し、災害対応に必要な情報を配信、被害状況の可視化により、緊急時の意思決定などに貢献するものと考えている。しかし、AI のシステム化にあたっては、明確な全国標準がなく、各企業が独自にパッケージ化により、商品開発がなされていることから、技術の進捗により、新たな機能の追加が難しいなどの課題も見受けられる。

#### （3）静岡県との連携を含めた「Spectee PRO」導入の考え

「質問」本市単独または静岡県との連携等を視野に早期の「Spectee PRO」導入を図り、危機情報の迅速な把握と、迅速対応による危機管理能力の増強を図るべきと感じているが、当局の考えはどうか？

「答弁」現在、国や県では、防災分野におけるデジタル化を推進しており、静岡県においても「Spectee PRO」などの AI を活用した新たな情報収集機能の導入に向けて、検討を進めている。災害は風水害のみならず、南海トラフ巨大地震や富士山の火山噴火といった広域の大規模災害の発生も懸念されていることから、本市だけでなく静岡県を含めた広域的な市町の連携が必要であるため、導入にあたっては、県での検証結果や近隣市町の動向を踏まえ、総合的に検討していく。

### 2. 上水道事業への水道 DX 導入による業務効率化と市民サービス向上について

#### （1）漏水工事や管路布設替工事における施工業者との情報連携状況について

「質問」漏水工事や管路・布設替え工事における施工業者との情報連携状況はどのような方法で実施しているのか？また、不測の事態が発生した実績はどのような状況に有るのか？

「答弁」漏水工事では、水道部守衛室へ通報情報が入電したのち、その情報から規模を判断した上で、職員が電話及びファックスにより施工業者を確保し、職員と施工業者が連携して漏水工事を実施している。管路布設替工事では、受注者からの立ち合い要請を電話または口頭で受け、職員が工事現場へ出向き段階確認を行うなど、受注者と連携しながら施工管理を実施している。また、管路布設替工事における過去5年間に不測の事態が発生したことはない。

#### （2）過去5年間の漏水事故に関する有収率の動向や費用対効果に対する認識について

「質問」上水道事業における過去5年間の漏水事故に関する有収率の動向や費用対効果に対する当局の認識は？

「答弁」漏水件数を減少させるべく平成29年度から漏水調査業務を6年から3年で一巡するサイクルに見直し、老朽化した管路が漏水に至る前に管路更新工事を行ったことなどから、過去5年間における有収率は平成30年度84.0%と比較して、令和4年度では3.4ポイント向上し、87.4%となった。また、漏水対応に要した費用は、平成30年度と比較して、令和4年度は減少傾向であり、費用で61%(約1450万円)削減され、件数では25%(66件)減少の結果となったことから、漏水調査や更新工事での事業効果は表れている。

#### （3）AI 管路劣化診断システム導入に対する考えについて

「質問」経営改善に向けた業務効率化と市民サービス向上のためには AI 管路劣化診断システムを導入し、次期、水道 DX への足固めが必要と感じているが、当局の認識はどうか？

「答弁」上水道事業は水道収益が減少する状況においても管路布設替工事を進めなければならない状況下で、水道 DX を構成する AI 管路劣化診断システムを活用すれば漏水の危険度を定量的に把握でき、計画的に工事を実施することで、業務の効率化や市民サービスを向上することができるものと考えているが、まずは他市町の事例収集や費用対効果の検証を行うなど、AI 技術の活用に向けて調査・研究していく。